

## 2 予防接種

感染症の原因となるウイルスや細菌が作り出す毒素の力を弱めて、ワクチンをつくり、体に接種して免疫をつくることを**予防接種**といいます。すべての感染症に対してワクチンがつけられるわけではありませんが、子どもたちが集団で生活する保育施設では、子どもたちにあらかじめ免疫を与えることができるワクチンを接種することで、感染するリスクを下げることができ、感染症の拡大防止につながります。

予防接種はその病気に一番かかりやすい時期、もしくはこの時期に接種するのが効果的であると考えられる時期などを考慮して接種します。また予防接種には、法律により接種する年齢を定めている**定期接種**と、それ以外の**任意接種**があります。定期接種は定められた期間に接種すれば自治体が費用を負担してくれます。任意接種は希望により保護者が費用を負担することで近隣の医療機関などで受けることができます。

定期接種では2か月から1歳までの間にB型肝炎、ロタウイルス、Hib（ヒブ）、小児用肺炎球菌、DPT-IPV（四種混合）、BCG、1歳頃に麻しん風しん混合（MR）、水痘（みずぼうそう）、3歳頃に日本脳炎を、ワクチンにより定められた回数、接種することが望めます。また、任意接種では、6か月からインフルエンザ、1歳からA型肝炎、おたふくかぜ、2歳から髄膜炎菌が接種できます。

新型コロナウイルス感染症の予防接種は、2020（令和2）年12月の「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」により、自己負担がない臨時接種となっています。新型コロナウイルス予防接種は生ワクチンや不活化ワクチンとは異なるメッセンジャーRNAやウイルスベクターというワクチンです。これらはコロナウイルスのタンパク質をつくるもとになる遺伝情報の一部をからだに注射することでコロナウイルスに対する抗体を作ります。

新型コロナワクチンの接種は、予防接種法上は市町村長が対象者に対して「接種勧奨」を行い、対象者は原則として接種を受ける「努力義務」の規定が適用されています。2022年（令和4）年9月から5～11歳の子どもに対しても接種の「努力義務」が適用されます。しかし、子どもへの接種は「感染者数」「感染者の年齢」「重症化の傾向」などから科学的な知見を踏まえて、議論していく必要があります。

予防接種を受けるかどうかは保護者の判断によって決められるものですが、保育者は集団生活における予防接種の有用性と限界について理解し、保護者が不安なく接種していけるように接種内容や時期などの情報提供を行うと良いでしょう。

♪ 巻末のワークシート③を使って、自分の予防接種歴や罹患歴を調べてみましょう。

予防接種には接種を受けてから次の接種までに一定の間隔を開けるという決まりがあります。これは予防接種の効果を高めるためと安全性の2点から定められた期間です。この期間を考慮して、計画的に接種する必要があります。

ワクチンを接種したあと、**副反応**が出る場合があります。子どもの体質は一人ひとり違うので、副反応の程度は発熱や発しんなどの軽度なものから、けいれんや意識障

図4-4 異なるワクチンの接種間隔



